

1. 件 名：女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和4年6月29日 13時30分～14時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、角谷主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
小野安全審査官、藤川安全審査官、宮嶋安全審査官、  
長江技術参与、上田審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力品質保証室 課長、他14名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

(1) 女川原子力発電所 周辺監視区域境界変更に伴う原子炉施設保安規定  
変更認可申請について

(2) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の尾野です。本日のヒアリングを開始したいと思います。本日のヒアリングは自動文字起こしになります。
0:00:09	本日のヒアリングは衛藤翁長原子力発電所の周辺開始区域境界変更に伴う保安規定変更。
0:00:17	認可申請についてという題名です。それでは
0:00:21	資料を確認していただいて説明をお願いします。
0:00:27	はい、かしこまりました。東北電力東京支社の長谷川でございます。本日お時間いただきましてありがとうございます。
0:00:34	女川発電所の周辺監視区域境界変更に伴う原子炉施設保安規定の変更認可申請についてということで、本日、ヒアリングということでお時間いただいております。
0:00:45	お手元資料でございます。スサ、確認させていただきます。
0:00:49	資料 2 種類ございまして、A4 横の資料 1 ということで、
0:00:56	今申し上げましたタイトルの概要説明の資料でございます。
0:01:02	もう一つ資料につきましてはA4 縦でとじておりますけども、
0:01:06	原子炉施設保安規定変更認可申請書の補足説明資料ということで、一部用意してございます。以上 2 点でございますよろしいでしょうか。
0:01:15	はい。
0:01:17	こちら本、東北電力につきましては、私長谷川他本店から合計 7、八名ですね、説明、来ております。
0:01:29	まず、説明につきましては、本店のですね担当に五十嵐からさせていただきます。説明を終わります。
0:01:45	東北電力の五十嵐です。それでは右肩、資料 1 の方で、今回の申請の概要等についてご説明させていただきます。
0:01:55	おめくりいただきまして 1 ページ目周辺監視区域境界の変更の概要をお示ししております。
0:02:02	まず(1)変更概要ということで、今回は工場のご捨て場の確保のために、周辺監視区域境界の一部変更を計画しておりまして、保安規定の方に周辺監視区域境界図でございますので、
0:02:16	こちらを変更するものでございます。
0:02:19	三つ目の矢羽根で本変更による線量評価への影響はないことから、二、三号炉の設置許可、それから 1 号炉の廃止措置計画、こちらの方の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	申請書、申請案件には当たらないというところを後程ご説明させていただきます。
0:02:36	(2)のところは保安規定の変更内容を示してございます。
0:02:40	運転炉側の第1編99条と、廃止措置側の第2編、第299条の方に同じ図面が掲載されておりまして、
0:02:49	こちらの赤い点線で囲んだところ、
0:02:52	こちらの実線の斜線と実線が引いてあるところが周辺監視区域の境界になりますが、
0:02:59	左から右の方の図に、少しふたこぶの山のような形で、周辺監視区域の境界が変更になるというものです。
0:03:08	ここに広がった側の方に一点鎖線ございますけれども、これが女川原子力発電所の敷地境界になってございまして、
0:03:17	敷地境界は変更ございませんで、敷地境界の中で周辺監視区域の境界を変更するものになります。
0:03:26	続きまして2ページ目お聞きください。
0:03:30	まず設置設置許可と廃止措置。基本的には内容同等になりますのでまとめてご説明させていただきます。
0:03:37	まず設置許可の方ですけども、リード文にございますように、線量評価に影響を与えるものではないことから、申請は不要と整理してございます。
0:03:46	下の方の表になりますけれども、
0:03:49	本文及び本部の本文の添付参考図の方では、
0:03:54	発電所の一般配置図等に図面は出てくるんですけども、本文記載事項に影響を与えるものではないということから申請案件には当たらないと考えてございます。
0:04:06	また添付書類9のほうですけども、
0:04:09	こちらはサイドとして、1号の排気塔を中心に、16方位のうち陸側の13方位、
0:04:16	こちらの敷地周辺監視区域境界上で線量評価してございますが、
0:04:22	今回計算地点にかかわらないということで線量評価には影響ないと、評価してございます。
0:04:28	1枚めくっていただきまして3ページ目に、当該の拡大図をお示しております。
0:04:36	左側が現行の設置許可における、周辺監視区域境界で線量評価点を示したものになりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:44	このうち、赤く囲んでいるところ、SSWとSの間、ここのところで境界を変更するものでございます。
0:04:53	こちら拡大しましたのが右の図になりますが、青い線から、黄色い線の方に敷地境界を広げるとい形になります。
0:05:03	一番近いところがSSWの方角になりますけれども、
0:05:06	こちらと今回変更する箇所の置き場が、約 12 メートル程度離れているといったところになります。
0:05:14	ページ戻りまして 2 ページ目の方、またお願いします。
0:05:19	続けて添付書類 10 の方で、事故時の線量評価の方について説明しております。
0:05:27	こちらですね、設計基準事故と重大事故及び仮想事故の線量評価点として、2 号の排気塔を中心に、16 方位でやってますけれどもこちらの敷地境界上が、
0:05:40	頭へ計算値点になってございますので、
0:05:44	まず今回周辺監視区域の変更ですけど敷地境界変わりませんので、線量評価に影響は与えません。
0:05:52	また、新規性基準で入ってきた有効性評価の方ですけども、
0:05:57	こちらは 2 号炉のフィルターベントの放出地点を中心に、同じように 16 方位やってますけれども、
0:06:05	こちら敷地境界上ですし、線量評価に影響を与えないというものです。
0:06:11	こちら 4 ページの方でそれぞれの図をお示ししております。
0:06:17	左側の方が、青い線がろ過なので、こちらの 2 号炉の排気塔中心。
0:06:23	緑の方が主蒸気管破断ですね、の方になりまして、こちら同様に 16 方位の敷地境界でやってますけれども、今回の変更点にも当たってませんし、まず敷地境界、変わらないというところがございます。
0:06:39	右側が有効性評価の方で評価してる評価点になりますがこちら敷地境界のところ評価してございますので、今回の周辺監視区域境界の変更では、
0:06:50	影響はないというものになります。
0:06:54	続けて 5 ページ目、お願いします。
0:06:57	そうは言いますが周辺監視区域境界変わるので、こちら参考として線量評価、影響を
0:07:05	相場感をですね少し評価したものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:08	まず(1)平常時被ばくでございますけども、この添付書類9の平常時被ばくについてご説明しております。
0:07:16	1個目の矢羽根で放出元から評価地点までの距離の変更の影響を受ける被ばく経路は、気体廃棄物、気体廃棄物中の希ガスのガンマ線、
0:07:27	ということになってますけれども、
0:07:30	今回ですね、最も大きい2個目の矢羽根になりますが、
0:07:35	約13mSv、下の表の①のところがございますけれども、
0:07:40	こちら南東の方角でございます、今回変更するのは何、南から南南西にかけてのところですので、
0:07:48	へ影響はございません。
0:07:50	なお、各被ばく経路をすべて合計したものが表の右下、16mSvでございますけれども、
0:07:58	こちら指針に示されている50mSvに影響を与えるものではございません。
0:08:05	続けて6ページ目、お願いします。
0:08:11	今回周辺監視区域変更するミナミから南南西の方角ですね。
0:08:16	こちら、ガンマ線量、お示して5.1もしくは4.7マイクロというところがございますけれども、
0:08:25	実際に一番最大となる13マイクロに対すると大体4割程度というところでもかなりそこに包含されているというところがございます。
0:08:36	二つ目の矢羽根になりますけれども、ちなみに今回の変更方位、一番近い南南西のところですね、今回最大で60メートル程度、敷地、
0:08:47	外側の方に、周辺監視区域が外側に広がるんですけれども、
0:08:51	こちら評価してみると、4.7から4.4mSvということで、保守側といえますか、安全側に行くという形になってございます。
0:09:03	続けて、7ページ目お願いいたします。
0:09:08	7ページ目、事故時被ばくの方になりますけれども、
0:09:11	こちら、まず基本的には1個1個目の矢羽根にあるように法律元から遠ざかる方向ですので低減する方向となります。
0:09:21	代表的なシナリオとしてLOCAの大気拡散係数を文字を用いて、どの程度影響あるかというのを参考に評価したものでございますのでご説明いたします。
0:09:31	こちら同様にですね、60メートル程度、拡張させられるといったときに、南南西の方角で評価してみると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:41	相対濃度、相対線量、こちら下の表の方で言いますと、①の一番下の数字から②の一番下の数字の方に、大体 1 割程度低減するというところを確認してございます。
0:09:56	ですので今回あの周辺監視区域境界の変更がまず変更、
0:10:02	影響を与えないというのもそうですけども、参考に評価してみても、安全側といいますか線量下がる側に行くということを確認してございます。
0:10:12	続けて、8 ページ目、廃止措置計画の方のご説明をさせていただきます。
0:10:17	基本的に内容は今ほどご説明したものとほぼ同様のものとなっておりますけれども、廃止措置計画の方も、線量評価影響を与えませんので、
0:10:27	申請案件に当たらないというふうに考えてございます。
0:10:31	まず本文添付書類の方もこちら設置許可と同様ですね、図のほうには登場しますが、
0:10:38	記載事項の趣旨に影響を与えるものではございません。
0:10:42	また添付書類 3 の方に、通常、通常時ですね、被ばく評価のところでございますけれども、
0:10:49	こちらは敷地巨式周辺監視区域境界上で評価してはありますが、あそこの変更はございません。
0:10:57	それから添付書類 4 の解体工事期間中の事故時における線量評価。
0:11:03	それから一番下の追補添付 6 ですね使用済み燃料プールからのスカイシャイン線の線量評価してございますけれども、
0:11:12	こちらいずれも敷地境界上で線量評価してございまして、今回の変更点、今回の周辺監視区域の変更による影響はございません。
0:11:22	後程次の 9 ページ目以降で映像図の方で説明させていただきます。
0:11:28	9 ページ目左側の方が実効線量の計算値になりますけれども、こちらの設置許可と同様でございます変更箇所が重なっていないものになります。
0:11:39	それから図 5 の方で解体工事期間中の線量評価、こちら敷地境界でお示しているものになります。
0:11:47	最後 10 ページ目、スカイシャイン線ですけど、こちらは敷地境界で一番距離が、使用済み燃料プールから近いところで評価してございまして、
0:11:56	評価地点と、今回の変更箇所、大分離れたところにあるという状況にございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:03	まず資料 1 の方で今回の変更の概要のご説明以上となりますが、続けて資料 2 までご説明で、はい。
0:12:12	では続けて資料 2 の方で、保安規定審査基準関係のところのご説明をさせていただきます。
0:12:19	資料 2、めくりまして目次ですけれども、
0:12:23	1 ポツはじめにと、それで 2 ポツ目の方で、保安規定審査基準で 3 ポツ目のところで、設置許可整合性のご説明をさせていただきます。
0:12:34	では右下 3 ページ、1 ポツはじめにのところからご説明させていただきますこちらは
0:12:40	はい、運転側、廃止措置側それぞれの保安規定審査基準を抜粋してるところでございますので、
0:12:47	今回この説明は、これに適合する、或いは抵触しないといったところをご説明させていただくものです。審査基準ですので説明は割愛させていただきます。
0:12:58	続けて右下 4 ページ、
0:13:02	保安規定審査基準の要求事項に対する説明ということで、
0:13:06	実用炉規則 92 条と、そこに対応する保安規定審査基準について整理させていただきました。
0:13:13	2.1 のところでまずこれ運転炉側の 2.1 の(1)ですね、運転炉側の方第 1 編との保安規定第 1 編との関係を整理させていただきます。
0:13:24	今回は周辺監視区域境界の変更ですので、
0:13:28	具体的には実用炉規則の 92 条第 1 項の第 9 号、
0:13:33	それからそこに関連する保安規定審査基準。
0:13:37	こちらと、女川の保安規定第 1 編のところを比較しましたものを、
0:13:43	AII、後程ご説明しますが次の表以降でご説明しております。
0:13:49	で、今回その要求事項に対して直接該当する、変更のある条文ですね、先ほどご説明した 99 条になりますけれども、
0:13:58	こちらに、こちらを整理したものになります。
0:14:01	(2)の方で廃止措置が示してますけれどもこちらも同様でして、炉規則が 92 条第 3 項第 8 号と、
0:14:10	それに該当する保安規定し、廃止措置の保安規定審査基準と、
0:14:14	ということで整理してございます。
0:14:17	5 ページ目お開きください。
0:14:22	92 条の 1 項 9 号の中で、具体的に周辺監視区域、関わる場所はこちらの 9 ポツになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	周辺監視区域境界周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除くものが、立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていることということが要求事項でございまして、
0:14:42	今回変更する 99 条がこちらに該当してございます。他は管理区域ですとか、他の要求事項ですので、
0:14:51	今回の変更案件としては変更はございません。
0:14:56	続けて 6 ページ目の方も、こちら廃措置審査基準に対して、
0:15:00	要求事項、同じでございまして説明は割愛いたします。
0:15:08	続けて 7 ページ目。
0:15:09	こちらで今保安規定審査基準と、保安規定の対応をご説明させていただいたものを踏まえて、今回保安規定の変更内容、
0:15:19	保安規定に記載している内容が、審査基準の要求事項に対してどうかというところを、ご説明させていただきます。
0:15:28	後程運転側はそちらはそれぞれ表で整理してありますが、
0:15:33	フォーマットの方、こちらおそらく他の線、他の社さんとかのものと同様かと思っておりますが、
0:15:42	関連する実用炉規則と保安規定審査基準、それからそこに記載すべき内容と、記載の考え方ということで、最後記載の考え方のところ、ちゃんと要求事項に対して、
0:15:52	定めるべき措置が定められているところをご説明しております。
0:15:58	では 8 ページ目をご覧ください。ちょっと紙が横になりますが、
0:16:03	こちらまず運転の側の整理でございまして。左側審査基準までのところですので 5、割愛いたしますが、
0:16:10	右側保安規定に実際記載されているところとございまして、
0:16:14	今回保安規定の図の方のみ変更ということですので、当初よりですね、2 項の方で、
0:16:21	周辺監視区域境界に柵または標識を掲げることによりということでは保安器、周辺監視区域、
0:16:29	の
0:16:30	ここが周辺監視区域ですよということがわかるようにまず明示してございまして。それから業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限することもこの策等によって、
0:16:40	達成してるという状況です。
0:16:43	ですので、記載の考え方としましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:46	今回周辺監視区域の変更に伴って、図のほうは変更ございますけども、要求されている措置に対して記載事項、2項のところは特段変わりませんで、
0:16:56	既認可同様に、周辺監視区域を明示して、
0:17:00	業務上立ち入る者を除くものが、立ち入らないように制限するために講ずべき措置、こちらに変更はございません。
0:17:08	続けて9ページ目もですね、廃止措置側の299条になりますけれども、
0:17:13	こちら99条と全く同じことを記載してございますので、こちらも既認可同様の整理となっております。
0:17:23	続けて10ページ目お開きください。
0:17:28	こちらの設置許可との整合性の説明ということで、
0:17:32	保安規定審査基準の要求事項ですね許可に許可もしくは届け出たところによるもので、
0:17:39	ないと認められないことということに対して、そごがないですよというところをご説明させていただきます。
0:17:46	こちら(1)の方で運転段階にあるという2号炉の設置許可との対比によってそごがないというところを
0:17:55	ご説明いたします。3号炉の方も、基本的には書いてる内容同じですので代表して2号炉でご説明させていただきます。
0:18:02	それから(2)の方では、1号炉の設置許可に対してということで、同様に整理をさせていただいております。
0:18:12	で、まず代表して(1)のところの表で説明させていただきますが、
0:18:17	99条に対して、具体的に記載は本文9号とテンパチ.9。
0:18:23	これらに周辺監視区域に関わる記載がございますので、
0:18:28	これが保安規定記載整合してるところをご説明させていただきます。
0:18:32	廃止措置が(2)の方も記載されている事項は同様でございます。では11ページ目お開きください。
0:18:42	まずこちらの本文9号と、保安規定の方、並べたものになりますけれども、
0:18:48	右側の整合性説明のところをご説明いたしますが、本文9号に、周辺監視区域を設定施策または標識等により、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限することを、
0:18:59	記載しております、保安規定の2項の記載が、これに整合してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:06	続けて 12 ページをお開きください。
0:19:10	こちらテンパチの方ですね。
0:19:12	テンパチも放射線管理の項目ございまして、
0:19:17	そこに今ほどご説明した、周辺監視区域を、
0:19:21	設けてというところで、記載がございます。
0:19:25	こちら周辺監視区域のところ、明示しておりますので、保安規定記載と整合してございます。
0:19:33	添付書類 9、こちら先ほど本文と同じになりますけれども、柵や標識で立ち入り制限するということを、設置許可でも記載しておりまして、保安規定も整合してございます。
0:19:46	続けて 13 ページお開きください。
0:19:49	こちらの添付書類 9 の方で、周辺監視区域が範囲を記載図のほうで記載しております。
0:19:57	で、ここに設置許可で記載してると同様に、保安規定の方にも、99 条で、この 9 範囲ですよということを示しているという点で保安規定記載整合してございます。
0:20:10	ただなお書きで書いてございますが、設置許可は、変更許可時点での区域を示してございまして、今回先ほど資料 1 でご説明したように、
0:20:21	本文記載事項への影響はございませんことから、今回の変更は設置許可本文の影響がないということで編変更許可申請は要さないと。
0:20:32	ということで整理してございます。
0:20:36	続きまして、14 ページ目、こちらから廃止措置側、保安規定第 2 年度の関係になりますけれども、
0:20:45	本文 9 号の方も、先ほど、運転の側と同様のことが記載されております、
0:20:52	保安規定側も、運転側と同様のことが記載しておりますので、それも整合しているという形になります。
0:20:59	15 ページ目もテンパチ. 9 であります但しこちらも同様ですので、ご説明割愛いたします。
0:21:07	16 ページ目、こちらも同様に、許可当時の図が載っておりますけれども、今回設置許可の変更案件に当たらないと、街並み廃措置計画の方も変更案件に当たらないということから、
0:21:22	保安規定の方で変更がかかるというところで整理してございます。
0:21:29	当社からのご説明は以上となりますよろしく願いいたします。
0:21:38	規制庁のオノですそれでは、質疑に入りたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:43	と、何か確認したいことございますか。
0:21:52	規制庁宮本です。
0:21:55	ですね。
0:21:58	まず、
0:22:01	これちょっと今日のパワーポイントの資料の中身はあれで理解してるんですけど、これは審査資料として最後どういう形になるんですかね。
0:22:17	はい。東北電力の五十嵐です。こちらの資料1と、2の現状況、今回お示した形で
0:22:26	ご提出ということで考えてございました。
0:22:33	パワーポイントを資料とするっていうか、いや要は表紙がこういう形で、
0:22:38	ついた資料1っていうのを作るわけじゃなくてこれを資料、資料ということにするってことですか。
0:22:53	東北電力の舩田です。はい。まず今日ご説明として、こういった形で、中身についてはご説明させていただいてました。で、ちょっと体裁というところまで、正直言って申し訳ありません。
0:23:04	思い立っていたところがあったんですけども、やはり御説明という形になりますので、今口頭で少しご説明させていただいた内容も盛り込んだ上で、A4の形でですね、
0:23:16	この資料2と同じような形で、おつけするという形で対応して参りたいと思います。
0:23:24	であるならば5ページからこれ、研究の
0:23:30	評価を多分、基本、本許可から転記されてるんだけど、
0:23:36	本許可をまず示した上でこれを示していただかないと、本許可の記載と整合がしてるかどうかがちよっとこの行状態だと。
0:23:46	おそらくこれ合ってるんだと思うんだけど、本許可の場所の研究の仕様が例えば13マイクロなのか、0.9なのかっていうところの、
0:23:57	このガイド部分をバックデータとして明確に示していただいた上でこれが抜き取られてるってことがわかるように提示してもらいます。
0:24:07	はい。東北電力の松田です。承知しました設置許可の記載をまず、きちんと書いた上で、そこに対しての影響評価を今回しましたという形での整理とさせていただきます。
0:24:20	事故時被ばくのところも同じ考えでちょっと整理してもらいます。
0:24:24	で、あとちょっと本題に入るんだけど、本件はちょっと事前にも確認してるんだけど、
0:24:36	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:40	資料 2 の 13 ページでちょっとまず確認したいのは、
0:24:46	ちょっとこれ私もちょっと小さくて見えないんだけど、
0:24:50	設置許可の周辺監視区域っていうのは、
0:24:58	この図でいくと、この／でここ入っている。
0:25:03	協会の脇にずっと入っているところを指してるんですか。
0:25:09	東北電力の五十嵐です。13 ページの左側保安規定の図で、右側設置許可の図となっていて、
0:25:17	左側のまず保安規定の図は／が入っているところのこの実線のところが周辺監視境界をお示しております。
0:25:27	で、下の方の、ごめんなさい、右の方の、設置許可の記載の方は、
0:25:33	一番太く見える実線のところ、これが周辺監視区域の境界となっております。
0:25:46	そうですね車種、細かい斜線が入っていて太い実線になってるところ。
0:25:52	周辺監視区域の境界でございます。だから、結局、今設置許可で示されてるところは、線今回変更後のところと言っているこの少し出っ張りのある形がないので、そこは
0:26:08	変わってしまうということで、これについては、まず前提として、今回工事のために、一度広げるんですけど、
0:26:18	工事が終わったところに戻すっていう認識は今、考えはないってことですか。
0:26:22	東北電力の五十嵐です。はい。現状ここを変更した後も、引き続きこの変更後の周辺監視区域で対応して参りたいと考えております。
0:26:36	その場合は、ここで言われてるように本件は申請案件にはならないんだけど、
0:26:43	要は、設置許可で示されている図との整合がずっと
0:26:50	歩本部じゃなくて、
0:26:53	後ろについてずっと整合がとれない状態があんまり放置されるのはよくないかなと思うんですけど事業者としてそこはどう考えられていますか。
0:27:05	はい。東北電力の五十嵐です。
0:27:08	こちらの、まず設置許可、まず今現状 2 号炉の方で、当間、特重がなりますけれども、の審査受けているところになります。
0:27:19	特重の方でも当該の図面、
0:27:22	主特重の案件として特重が入ってるもの入ってない図面、それぞれ変更するところございますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:30	今回保安規定の方の処分がおりた後で、いずれそちらの補正のタイミングがございますのでそこで反映するということを考えてございます。
0:27:43	宮部図であればこの整合性の説明のところにその話を書いていた いて、やっぱり日として残してもらわないと。
0:27:52	だからいいではなくて、
0:27:54	要はその変更後の図を、
0:27:58	やはりどういう形で反映させていくかっていうのは明確に、
0:28:03	示してもらった方がいいかなと思うので、それは今現状記載されたのでそこは追記願えますかね。
0:28:10	東北電力の五十嵐です。拝承です。
0:28:26	規制庁の長江です。今ミヤモトの話にもちょっと関連するんですけれど も、
0:28:35	一応今回のね、
0:28:39	周辺監視区域強化の変更の
0:28:43	理由がね。
0:28:46	要は、新規性基準の工事のためのね、ど捨て場を
0:28:52	新たに作るっていう形でその周辺監視区域の、
0:28:57	境界の変更されるっていうそういう申請になってますよね。
0:29:02	だから、
0:29:03	基本的な考え方をお聞きしたいんですけれども。
0:29:07	保安規定って今、ミヤモト行ったところと同じなんですけど、その認可基 準というのは、設置許可或いは変更許可の通りというのと、
0:29:17	災害の防止上支障がないってということなんですよ。要は、
0:29:21	設置許可と同じ基準なんですよ。で、さっき言った源が言ったように、参 考図本文ではないけれども、添付 9 の周辺監視区域とか、
0:29:33	配置図のところに出てくる図とね、保安規定の図がね。
0:29:38	違ってる。
0:29:39	もともとその保安規定自体は、設置許可を受けた形の後段規制の運転 段階の担保であって、
0:29:47	本規定が先にね、変更があり、あり得るあって、
0:29:52	ていうのが、
0:29:54	あんまりそういうそういう令和あんまりむしろ例外で、あくまで設置許可 をやった後に保安規定がそれにしたがって運転管理段階でもそれを、
0:30:05	担保するんだっていうそういう変更になるっていうのが普通だと思うんで すけど、まず、そういう理解でよろしいですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:15	はい。東北電力の五十嵐です。今ほど長江さんおっしゃられたところは当社としても重々理解してございます。
0:30:23	規制庁永井です。その理解の前提の上でまたお聞きするんですけれども、そもそもこの工事自体は、
0:30:31	当然新規性基準のときの工事量とか土砂量とか、敷地の状態を見たときに、当然予見される範囲でね。
0:30:40	土砂量、土砂量が当然見積もられて、
0:30:44	その段階では、評価をされた上で、
0:30:48	こういう
0:30:51	周辺監視区域の変更まで必要ないっていう判断をされたと思うんですよ。
0:30:56	あえて今出てきてるってのはその時の判断が甘いとかそういう、どういう理由でこれが今、今頃出されてきたのかっていうのをきちんと説明していただかないと、
0:31:06	ただ単に皆様のご都合で、そういう変更を増度する場のために作る変更するんだっていうのはちょっと合理的な理由になってないと思うんですけど、その辺ちょっとご説明いただけますか。
0:31:26	はい。東北電力の尾崎でございます。
0:31:31	捨て場ですね設置の理由として、新たな設置の理由としましては、これまで申し上げてます通り、
0:31:38	工場進捗に応じて、
0:31:41	DOS底盤の方ですね
0:31:44	その都度作ってきておりますが、今回それで不足したといったところでございますけども、その計画性という意味ではですね、
0:31:55	新規制基準対応の工事をですね徐々に、
0:31:58	設計の方も進めてございまして、DOS場の工事規模、構造物の規模に応じて、9される時もありますのでその辺りが最近になりまして、
0:32:08	見えてきたというところもあって今回追加で、ポスターの方ですね設置させていただくというようなことで、
0:32:15	考えてございます。
0:32:18	チョウノナガエです。そうすると、まだ工事が終わってない段階だから、今後もそういう変更があり得るといふような理解でよろしいですか。
0:32:28	東北電力尾崎でございます。今回こういう坂野氏、変更が伴うものってのは今回で終わりだといふふうに考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:38	今日の流れです。基本的にね、だからそういった本気でこれって 99 条に当たるから、放射線管理のカテゴリーの保安規定の、
0:32:49	範囲の中の値変更には部類に入ってる条項だと思うんですけど、
0:32:54	工事のためにね、放射線管理が変わるって話じゃないんでね保安規定の趣旨は、99 条の本規定の、
0:33:02	周辺監視区域の設定の意味はあくまで周辺公衆の安全っていうか、平常被曝の担保なんであって、ど捨て場とすればを拡張するために、周辺監視区域っていうのが変更されるべきものでは、基本的にはないのでね。
0:33:17	その辺ちょっとご理解もう一度中できちんとね、何ていうんですかね、そういうご理解のもと、
0:33:26	皆さんの極端な工事のね、そういった突発的なもののためにね、
0:33:32	やってるんだっていう認識をまず、きちんと皆さんの中では持っていたきたいというのと今ミヤモトの話がいったのも、井谷、今度関わってくるんですけども、そしたら、
0:33:44	一旦テンポラリーなそういう変更が終わったら、きちんと元に戻すっていうのも一つの考え方であって、本来皆さんのところのご都合から出た、そういう、
0:33:55	変更であるのであれば、もともとどういう形で最終的にね、
0:34:00	設置許可との整合性を取るかっていうのをもう一度皆さんの中で考えていただけないでしょうか。
0:34:15	規制庁的那須今、今日今日はちょっと問題提起だけなんで今ここで回答を求めているわけではないということです。
0:34:24	はい。東北電力の五十嵐です先ほど宮本さんがありました話とも関連しますけれども、
0:34:31	今長井さんおっしゃったように、まずこの周辺監視区域境界っていうのは周辺公衆の被ばく防護っていうのがまず大前提にあるところを弊社も理解してございますまた設置許可の直接の申請案件とかに当たらない、廃措置計画も、
0:34:46	申請届け出案件に当たるものではないものの、
0:34:49	この乖離してる状態がずっとこう何十年も続くっていうのはそれは良くはないということも承知はしてございます。ですので今回のご指摘も踏まえて少し社内でも相談して参りたいと考えております。現状はちょっと、2号の
0:35:04	許可のところの対応もあったのでその中でと考えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:08	いたという今現状としてはそう考えていただくというところです。今のご指摘踏まえて少し社内の関係者とも相談したいと考えます。
0:35:16	規制庁長江です。よろしく申し上げます。それとあと、ちょっとマイク持った関係で先に指摘だけしときますけれども、資料2のね、
0:35:26	8ページ、ちょっと見ていただくと、
0:35:35	一応そのんに、左から2段目の保安規定審査基準実用炉規則の92条第1項第9号読んでるんですけども、
0:35:45	もう一つね実用炉規則、規則持ってる方見ていただきたいんですが、78条のね、
0:35:53	1項の3号2、
0:35:56	78条管理区域への立ち入り制限等と書いてて、管理区域だけしか書いてないと思われてるかもしれないですけど、
0:36:03	3号2の周辺監視区域の措置が具体的に書いてて、居住の話と、
0:36:09	佐久間だ標識の話書いてるんですよ。これを、
0:36:13	92条を具体的に展開したのが78条なんで、求人事情だけじゃなくて、78号の3号もきちんと書いていただきたい。
0:36:23	これちょっと基本的な御追加のお願いなんで、よろしく申し上げます。
0:36:30	はい。東北電力五十嵐です。承知いたしました。
0:36:37	永井さん。規制庁中です私からは以上です。
0:36:47	規制庁宮嶋です。私からは廃止措置の観点から、幾つかコメントを差し上げます。衛藤。
0:36:56	ミヤモト永井長尾氏、申し上げた通りなんですけれども、このロス手間を拡張するために、一時的な管理、周辺監視区域広げるということで、配置措置計画の中の図でも、乖離が生じますと、
0:37:10	Aと廃止措置計画の中でも当然工程の中で、いろんな作業をして、周辺公衆への被ばくっていうところは、私も非常に敏感になって見ているところではありますので、
0:37:22	その管理の状態が長く、
0:37:24	続くの管理がある状態が長く続くっていうのは、そこまで好ましく、
0:37:29	好ましい状況ではないのかなということは考えてます。一方で
0:37:34	変更認かって、廃止措置計画の変更認可が必要ないという判断されたというところそこは納得はしているんですが、この後、廃止措置計画法、
0:37:44	変えるタイミングっていうのが何か明確になっているとしたら、そこであわせて、廃止措置計画の中の図を書いてもらうっていうところを考えているということ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:54	あと、僕にも認識はしています。で、具体的な計画とかって、今、
0:38:00	ありますかもしれないらちょっとご教示いただければと思いますが。
0:38:07	はい。衛藤東北電力の鎌田ですけれども、
0:38:10	今のところ、確実にあるものとしましては、第2段階に入る前が、確実に変更申請をするタイミングがありますので、そのタイミングでは、少なくとも、実施すると考えております。
0:38:23	規制庁宮嶋です。そうですね東北電力さんの場合、例えば他のプラントであるような号炉分割でしたりそういうところの対応というのはないのかなと考えているんですけれども。
0:38:33	一方で、第1段階踏んでいって廃止措置計画がどんどん進んでいって、そのタイミングでしかるべきタイミングでしっかりとここは直していただけたらなと思うんですけれども。
0:38:44	そこ、保安規定と別におそらくなんですけど廃止措置計画の中での周辺監視区域の設定が広がるとすると、
0:38:53	保安規定とは別の観点で、その廃止措置工程の中で、こういう工程やります。おそらく第二段階ですと、
0:39:00	結構革新的な部分の解体ってのが始まると思うんで、その、
0:39:05	解体をした上での、その周辺公衆への被ばくってところの評価っての私どもも非常に敏感になって見るところでありますのでそういうところのご認識をいただければと思っております。
0:39:18	Nカマタで承知いたしました。
0:39:21	私からは以上です。
0:39:26	すいません規制庁加賀谷ですけども今、今日ご説明いただいたこの資料1の方ですね、これ位置付けはまた今後、この補足説明資料の中で
0:39:36	位置づけるかってのはあると思うんでちょっと表現ぶりというかもう含めてなんですけど1ページのところで、
0:39:42	(1)で変更の概要ってあってなお書きのところ設置許可申請書及び廃止措置計画認可申請書に変更はないって書いていただいているけど多分これ
0:39:54	正確には2ページのところとか3ページに書いていただいているその変更申請が不要ってことを多分書かれてたんだと思うんですけど多分この書き方だと変更申請申請書上に変更がないっていうふうに書かれているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:07	ここさつき、先ほど来あった通り、許可の方でいけば、特重の方で変更するっていう、それから廃止措置計画の方なら、
0:40:18	先ほどあれですかね、次の段階に入るときにとかっていうので、少しいつの時点で、これをちゃんと種間合わせにいくというか綺麗にするっていうのは、ちょっとこの変更概要のところでもう先ほど比較表のところでもありましたけども、
0:40:32	ここのところでもちょっと明確にさせていただけるといいかなと思います。以上です。
0:40:38	東北電力イガラシ説承知いたしました。
0:40:47	規制庁の方にですね記載だけになるかもしれないんですけど、ちょっと先ほど永井の方から話があったように今回
0:40:58	変更はおさまる見込みというところで、パワーポイントの3ページ側なんですけど、
0:41:06	もうちょっと
0:41:08	変更のズーですか大木サーとかわかるように記載できないでしょうか、っていうのとあと後ろの方で評価があって60メートルでますっていうようなところがあると思うんですけども、
0:41:23	その60メートルがどこなのかっていうのと、
0:41:27	あと、
0:41:29	小大城サーとかですね、どのぐらいの何か、土を捨てる見込みがあって、この面積で足りますよみたいなものも補足的にもし示せるのであれば示して欲しいのと、
0:41:42	あと二瓶と、資料の2の方の8ページで、
0:41:49	保安規定側には柵を設けるか標識を掲げるかあって、正しい当該区域に立ち入る恐れのないことが明らかな場合はっていう記載があって、
0:41:59	どれで管理していこうと思っているのかということも、もし能勢布施に決まっているのであれば説明をいただきたいんですけどいかがでしょうか。
0:42:11	はい。東北電力の五十嵐です。まず1点目の方はこちら例えばですけど3ページ目のこの拡大図のところに、ここは大体何メートルぐらいですよとか、
0:42:21	その辺りの、はい。
0:42:23	そんなところを反映させていただきたいと思います。それから2点目の、今回の変更箇所につきましては、現状のコアの柵を設けているとこ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろでございまして、変更後も変更した地点のところに柵を設ける予定としてございます。
0:42:39	以上です。
0:42:42	金城唐木氏であればその旨、どっかどっか記載をいただけると、お願いします。
0:42:48	はい、承知しました。
0:42:54	私からは以上です。
0:43:02	宮本ですけど、今、今のカタギリ件で思い出はすいません。
0:43:07	衛藤。
0:43:09	今回、変わらないっていうのは放射線管理の策とかを設ける、変わらないっていうところの、
0:43:15	目的的な内容が全然ないので、具体的ってのはどうどう
0:43:20	どう策、別に細かく書く必要はないんだけど、そのそれぞれの放射線管理がどう変わらないのかっていうのが、文章でしかないんで、そこはちょっと図示なり何なりして明確にしてもらった方がいいかなと思うんですけど、いかがですか。
0:43:36	東北電力五十嵐です。宮本さんのごし、ご指摘と片桐さんのご指摘とあわせて、はい。対応させていただきます。ありがとうございます。
0:43:54	規制庁の長江ですちょっと
0:43:57	3 ページのパワーポイントの 3 ページの絵なんですけどね、これちょっと私も気になってるところがあって、
0:44:05	今、16 本SSWの赤線、右の方のスライドなんですけど、引かれてるじゃないですか。
0:44:14	これって評価点は青野考査の丸のところなんですけど、一応平常被曝の 16 方位としては、
0:44:24	ここのSSWの方位の
0:44:27	気象データを使った評価というのはここだ、ここで評価してるっていう、そういう認識でよろしいですか。
0:44:37	はい。東北電力の佐竹ですご理解の通りです。
0:44:41	基本って、規制庁ナガエです基本的には 16 号なんで、正確に言うと、この赤い方位の軸の
0:44:51	22、片側 10.25 度分だけの範囲を、何ていうんすかね平均値で見た時っていう形の意味合いで代表点としては、
0:45:03	添付 9 の平常時近くでこの点を代表してるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:08	今回のこの3ページのこの黄色っていうか、拡張したところのね、ラインを見ていただくと、
0:45:18	その青い線と交差してるところがあって、要はですね
0:45:24	その1の評価点で見ると、明らかに1号スタックからね近いんですよ。
0:45:30	皆さんが評価点だけを注目して、
0:45:34	被ばくが問題関係ないとかってずっとおっしゃってるんですけども、新たにこれ、当然
0:45:42	添付企業の設置許可の段階であれば、その
0:45:46	いろんなところの、必ず1点だけやるわけじゃなくて我々審査でやる時は、その方位の代表性とか包絡性とかっていう観点から、必ず確認するので、
0:45:57	今回も、皆さんが関係ない関係ないとおっしゃってるけれども、実際、
0:46:02	このど捨て場をつけたことによって、つけたことを作ったことによって拡張することによってね。
0:46:08	評価点自体の代表性が崩れる可能性があるので、
0:46:12	この辺のでこぼこの関係が、
0:46:15	従前のものと比べてどうなのかっていう観点が全然抜けてないので抜けてるんじゃないかと思うんですよ。その辺いかがですか。
0:46:25	東北電力のサタケで生徒、
0:46:28	まず、
0:46:29	現在のその評価点の考え方でいうと、線量目標値の評価支援に基づいて、藤いちごスタッフ16方位に着目をして評価をしていると。
0:46:39	ていうの代表性をまずとっていると認識しています。
0:46:42	で、おっしゃる通りかと思えますけれども、その、今回、周辺監視境界が外側に出ると。
0:46:52	距離が長くなる方法になってますので、そこについては、
0:46:57	今のSs度の評価点っていうの代表性は変わらないかなと認識しておりました。
0:47:07	規制庁の長江ですけども、先ほど言ったように、SSWの代表点を、設置許可の段階で決めた経緯とか或いは
0:47:17	周辺隣接方位とかその種ほいほいの中の評価の何ていうんすか大小関係であるとかっていうのを、
0:47:26	何ていうの履歴としてはご覧なってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:37	はい東北電力増田です。今回また、すべて見直してるというわけではないんですけども、もともとの設置許可の時にこの地形を見て、この16方位の線が、例えば1回、
0:47:49	敷地の外に突き出た後にまた敷地のようなところにぶつかってくるとか、そういうところがあって、ここに設定してるんだとか、そういうことじゃなくて基本的には、
0:48:02	この周辺監視区域境界の機械的に引いた16項のところ、当時から問題ないという形でやっていましたのでその考え方は今回も変わっていないというふうに認識しております。以上です。
0:48:15	成長の流れですそうすると今回の感度解析という位置付けでもいいんですけども、少なくともそのSSWの今、軸上に決めたものと、
0:48:27	それから1号、1号のスタッフと、今回の新しい
0:48:31	周辺監視区域になったその黄色のラインで、最も近接してるところで厳しくなるものが幾らになるかっていうそういう評価はやっていただけないですか。
0:48:44	はい、東北電力佐竹です。その評価点を、いわゆるパラスターみたいなところをして感度を見て、今の代表性と確認というのは可能だと思いますので、少し評価をしてみて、お示ししたいと思います。
0:48:59	規制庁長井ですよろしくお願ひしますそれとあと、先ほど片桐からも出たんですけど
0:49:06	60メートルほどずらした評価っていうのが、7ページに出てるんですけども、
0:49:14	ここの60メートルほどずらしたときのろ過の解析なんですけど、
0:49:21	これって
0:49:23	一番効くのがねおそらく、
0:49:26	資源の有効高さだと思うんですけど、これって
0:49:30	衛藤。
0:49:31	なんて言うんすかね。ちょっとわからないんですけど
0:49:35	有効高さ自体は変えてなくて距離だけ変えたっていうそういう評価をやったということですかね。
0:49:41	東北電力の佐竹ですご認識の通りで有効高さを変えないで距離を距離だけを伸ばしたのになっております。
0:49:49	規制庁の流れでそうすると、60メートルの程度の
0:49:56	拡張であれば、そういうことがわからないっていうそういう何かエビデンスっていうかそういうものを示していただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:05	東北の佐竹です
0:50:07	そもそも湯有効高さの設定の時の風洞実験を行っておりますけれども、そこは平板何も無い状態の平板地形等後は地形モデルを使って、その
0:50:20	ガス濃度を測定して平板地形を超えるような高さであれば、そこを有効高さとして設定するということがありますので、周辺監視区域境界が変わったからといって、有効高さは変わらないと認識しております。その辺の有効高さとして、
0:50:35	周辺監視境界が変更した時の影響というか、影響がないことというところは説明、
0:50:41	資料としてお示ししたいと思います。
0:50:45	すいませんおそらく、風洞実験で2000分の1ぐらいだからゴミにはなると思うんですけど、一応ここにそういう条件を書かれてないので聞いてるので、
0:50:54	一応それを確認の上、評価としてこれに乗っけるのであれば、
0:51:00	その60メートルで、
0:51:02	有効高さを変えなくていいんだっていうそれ、それと、その説明とともに添付とかつけていただいて、資料としてください。
0:51:11	承知いたしました。
0:51:13	所長お願いです。私から以上です。
0:51:26	規制庁の岡田ですさっきのちょっとナガエの指摘に補足なんですけど3ページのところの、
0:51:33	その周辺監視区域の変更後のこの黄色いライン、
0:51:36	それから変更前のもとのこの青いラインっていうのがあって、
0:51:42	結局一番知りたいところっていうのは、いや例えば既許可の時に今このSSWの方位の
0:51:52	計3点、線量計3点っていうのを、
0:51:55	ここに定めたときのやり方で、仮にですよ、一番最初からこの黄色い線のラインの、
0:52:03	地形だったとしたら、
0:52:05	地形とゴミ周辺監視区域の範囲がそうだったとしたら、その当時このSSWを定めた時にとったやり方で、今のこの黄色いラインっていうのをやった。
0:52:16	場合にはこれ本当にこのSSWの方向ってのもここで決まるんですかっていうところで結局その期間の時にどういうふうにかこの地点を定めに行ったのかっていうところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:26	少し調べていただいでですね多分そこの比較で、じゃあ今この線、黄色い線に変わったときに、SSW本当にここでいいんですかっていうところは少し補足をする。
0:52:39	資料を作っていた方がいいのかなというふうに思います。以上です。
0:52:44	連絡のサタケです永井さんのご指摘とともにはい、教えていただいた内容を踏まえて資料化したいと思います。以上です。
0:53:07	他は大丈夫ですか。
0:53:12	衛藤。
0:53:14	東北電力さんの方から確認したいことありますか。
0:53:24	本店本店さんの方は大丈夫ですか。
0:53:33	はい、本店側大丈夫です。
0:53:37	木暮カマタですね先ほど廃止措置計画のですね。
0:53:45	すいません戸部カマタさん先ほど廃措置計画の変更時期についてちょっと第二段階前って何か暫定的なちょっと言い方をしてるかもしれないんですが、もし今後のですね、
0:53:56	1段階での検討の中で、変更するタイミングあれば、その際に反映したいと思ってますので、
0:54:02	お願いします。
0:54:09	藤。
0:54:10	では特になければ、
0:54:19	規制庁の長江ですパワーポイントの4ページなんですけどね。
0:54:25	一応6ページのところに
0:54:29	これ平常時被ばくの、各行為ごとの値をまとめてくれて、全体としての相場感がどうかってわかりやすいんで、同じように、
0:54:40	4ページのところのね、設計基準事項と重大仮想と、それからあと、フィルタベントを上げた時の炉心損傷防止のときの5mSvをクリアするかどうかっていう、この
0:54:53	評価についても、各方位と、当該方位のところの、
0:55:00	値っていうかそれを参考に記載していただけますか。
0:55:05	そうすると何でも全体一番厳しいところと見て、どうなんだっていう平常と、また設計基準事故と
0:55:13	重大炉心損傷事項の時っていうのが大体どれをかぶせても、どの程度の影響があつてちょっと全体として把握しなくなるんでお願いしたいんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:25	はい。東北電力の笹木です。平常時ヒブ 6 ページの平常時被ばくの方はですねこれ設置変更許可申請書の添付書類 9 の方にすべて値が書いてあるものになっていて今回お示したのものになっております。
0:55:39	少し今コメントいただいた内容どうやって出すかは、考えたいと思いますけれども、今の設置許可の扱い上は、田井企画官、
0:55:49	拡散係数を、最大値のみを設置変更許可申請書に示していてその値に基づいて、
0:55:56	添付書類 10 の方で、線量を示しておりますので、ちょっと各方位についてどうやってこう線量を出すかとか、少し
0:56:06	考えさせていただきたいと思いますけれども比較できるような形でお示ししたいと思います。規制庁長井です
0:56:13	ちょっと、
0:56:15	作業が煩雑になりそうであればまずは最大値っていうか、その実際に設置許可で拾えるところの方位と、この最大値と、
0:56:24	どの程度かっていうそれぞれだけの比較で結構十分です。はい、承知いたしました。設置許可でその評価方法とかもあるようになりますので、その評価法に基づいた、最大値とかを示したいと思いますはい。以上です。
0:56:41	規制庁宮尾ですけど、今の長井の指摘も含めて現状の設置許可から引用してしっかり資料作っていただければいいかなと思っているので新しいものをつくれっていうわけじゃなくて現状の
0:56:53	この根拠となっている設置許可の、添付書類なのか本文なのかからしっかりこうひもづいて整理していただければそれでいいと思うので、それを踏まえても、
0:57:04	再確認しながら進めるべきかなと思うんでよろしくお願いします
0:57:07	はい。
0:57:08	東北電力の佐竹です宮本さんが初め冒頭コメントいただいた内容とおっしゃっておりますので、そこも踏まえながら、長井さんのコメントも一緒に対応したいと思います。以上です。
0:57:21	では他大丈夫ですか。
0:57:24	では本日のヒアリングはこれで終わりたいと思いますどうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。